

## ○ 統計改革推進会議「最終取りまとめ」（平成29年5月）（抜粋）

### 4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

#### （2）統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

##### ③ 「評価チーム」による統計の有用性・信頼性の向上

個別統計について、正確性やユーザーのニーズへの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などの品質を確保し、その有用性・信頼性の向上に資するため、統計委員会の通常取組とは独立して個別統計の品質の評価を行う評価チーム（仮称。以下同じ。）を、統計委員会の必置機関として設置する。

評価チームは、個別統計の品質の評価を、諮問を受けることなく、自らの把握した情報等に基づき、自ら課題を設定して調査審議を行い、評価結果を統計委員会・各府省に報告する。このため、評価チームは、ユーザーのニーズ、調査環境の実情、現場の課題等を積極的に把握することとする。

また、評価チームによる評価結果及びそれを受けた統計委員会・各府省における対応と考え方については、それぞれ公表する。

さらに、評価チームについては、評価組織にふさわしい自律性・中立性を確保することとし、そのための組織・運営の基本的考え方は以下のとおりとする。

- ・ 評価チームは、統計委員会を通じることなく、評価結果を述べるができるようにすること
- ・ 評価チームによる評価の際に委員等の意見の一致をみななかった場合、評価結果報告書には、その旨を明記すること
- ・ 評価チームの委員等うち、統計委員会内の他部会等に属する委員等は、その半数を超えないものとする
- ・ その際、評価チームと統計委員会の他部会等を兼ねる委員等は、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、当該他部会等で自ら関与した統計については、評価チームでは、議決権を行使しないものとする
- ・ 評価チームの委員等のうち、統計委員会内の他部会等に属しない委員等も、形式的には統計委員会（本委員会）の委員等であることから、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、統計委員会（本委員会）では議決権を行使しないものとする